~~工事~~（委託）設計書

様式第2号

執行年度	市長		副市長		部長		財政課長		課長		室長		係長		審査		設計者	
7																		

工事番号		工事名	鉾田市立鉾田北小学校スクールバス運行業務委託(その2)
工事場所又は履行場所		号線 川	鉾田市上冨田 地内外

~~工事~~（委託）概要	鉾田市立鉾田北小学校スクールバス運行業務委託（その2） ルート4　小型バス　1台 ルート5　中型バス　1台 ルート6　中型バス　1台 ルート7　小型バス　1台	施工方法	~~請負~~ ・ ~~直営~~ ・ 委託
		施工期間	5 年間
		保証期間	間
		起工年月日	令和 年 月 日
		竣工年月日	令和 年 月 日
		延期，中止	月 日 ～ 月 日 日間
		請負人	住所 氏名

~~工事~~（委託）設計書　　鉾田市

起工変更理由	

費目	起工	第 回変更	第 回変更	増△減
請負(委託)に附する額				
工事(委託)価格				
消費税及び地方消費税相当額				
請負(委託)決定額				

変更工事価格算定基準

変更工事価格＝変更積算工事価格×請負比率

変更積算工事価格	×	請負比率	＝	起工時の請負決定額 / 起工時の請負に附する額 変更工事価格

様式第3号(その1)

~~本 工 事 費 内 訳 書~~
委 託 費 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	二次製品並びに算出基礎	摘要
鉾田市立鉾田北小学校スクールバス運行業務委託(その2)									
1	ル ー ト 4	小型バス 予定児童乗車人数(19人)		年	5.0			別紙内訳書参照	
2	ル ー ト 5	中型バス 予定児童乗車人数(26人)		年	5.0			別紙内訳書参照	
3	ル ー ト 6	中型バス 予定児童乗車人数(28人)		年	5.0			別紙内訳書参照	
4	ル ー ト 7	小型バス 予定児童乗車人数(17人)		年	5.0			別紙内訳書参照	
	委託価格								
	消費税								
	委託費計								

鉾田北小学校スクールバス乗降場所及び運行ルート

令和７年5月1日現在

ルートが重複・接する場合は点線と実線で示してあります。

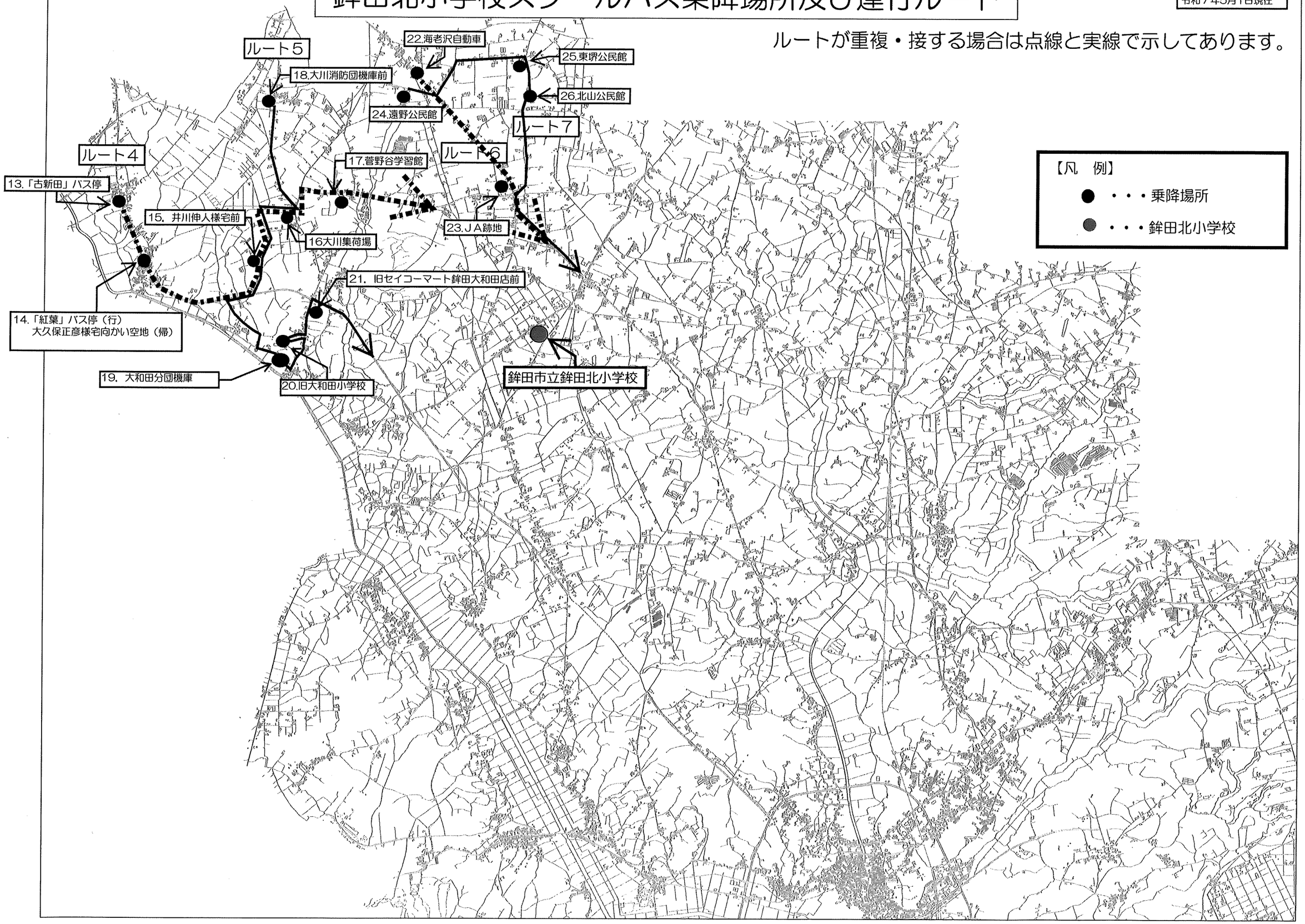

スクールバス乗降場所時刻表等（鉾田北小学校【令和８年度】）案

ルート No.	順序	バス乗降場所（登校）	時間	乗車人数	順序	バス乗降場所（下校2回）	時間 1便 月	時間 1便 火～金	時間 2便 月	時間 2便 火～金	降車人数
4		車庫発	（回送）			車庫発	（回送）	（回送）			
	1	「古新田」バス停	7:30	1		学校発	14:10	14:40	15:00	15:30	
	2	紅葉バス停前	7:33	7	1	菅野谷学習館	14:19	14:49	15:09	15:39	2
	3	井川伸人様	7:37	8	2	大川集荷場	14:22	14:52	15:12	15:42	2
	4	大川集荷場	7:40	1	3	井川伸人様	14:25	14:55	15:15	15:45	5
	5	菅野谷学習館	7:43	2	4	大久保正彦様宅向かい空き地	14:30	15:00	15:20	15:50	6
		学校着	7:54	（降車）	5	「古新田」バス停	14:34	15:04	15:24	15:54	1
		車庫着	（回送）			学校帰 ／ 車庫着	14:58	15:28	（回送）	（回送）	
	計	8.2Km（実車距離）	24分	19人	計	24.6Km（実車距離）	48分	48分	24分	24分	16人
5		車庫発	（回送）			車庫発	（回送）	（回送）			
	1	大川消防団機庫前	7:30	4		学校発	14:10	14:40	15:00	15:30	
	2	大和田学習館付近	7:39	4	1	旧セイコマート鉾田大和田店前	14:21	14:51	15:11	15:41	12
	3	旧大和田小学校	7:45	2	2	旧大和田小学校	14:25	14:55	15:15	15:45	2
	4	旧セイコマート鉾田大和田店前	7:49	16	3	大和田学習館付近	14:31	15:01	15:21	15:51	4
		学校着	7:56	（降車）	4	大川消防団機庫前	14:40	15:10	15:30	16:00	3
		車庫着	（回送）			学校帰 ／ 車庫着	15:00	15:30	（回送）	（回送）	
	計	8.6Km（実車距離）	26分	26人	計	25.8Km（実車距離）	50分	50分	26分	26分	21人
6		車庫発	（回送）			車庫発	（回送）	（回送）			
	1	海老沢自動車	7:30	13		学校発	14:10	14:40	15:00	15:30	
	2	JA跡地	7:35	15	1	JA跡地	14:15	14:45	15:05	15:35	12
		学校着	7:45	（降車）	2	海老沢自動車	14:22	14:52	15:10	15:40	10
		車庫着	（回送）			学校帰 ／ 車庫着	14:34	15:04	（回送）	（回送）	
	計	3.9Km（実車距離）	12分	28人	計	11.7Km（実車距離）	24分	24分	12分	12分	22人
7		車庫発	（回送）			車庫発	（回送）	（回送）			
	1	遠野公民館	7:30	5		学校発	14:10	14:40	15:00	15:30	
	2	東堺公民館	7:36	8	1	北山公民館	14:21	14:51	15:11	15:41	5
	3	北山公民館	7:39	4	2	東堺公民館	14:24	14:54	15:14	15:44	8
		学校着	7:48	（降車）	3	遠野公民館	14:28	14:58	15:18	15:48	4
		車庫着	（回送）			学校帰 ／ 車庫着	14:46	15:16	（回送）	（回送）	
	計	5.2Km（実車距離）	18分	17人	計	15.6Km（実車距離）	36分	36分	18分	18分	17人

内訳書（その2）

1 古新田バス停 → ← 紅葉バス停 紅葉804番地先 → ← 大和田1494番地先 → ← 大川集荷場 → ← 菅野谷学習館 → ← 鉾田北小

ルート4

小型バス

（1）登校1回　下校2回　×160日

距離（km）	登校1回（7:30～）							営業所（車庫）	下校2回（14:10～，15:00～）							距離合計
	点呼	→	①回送	→	実車	→	②回送	→	→	②回送	→	実車	→	①回送	→	点呼	
					8.0km							24.0km					
合　計（距離合計：10Km未満は、10Kmに切り上げ）																（改め）	km（※1）

キロ制運賃				年額 160日（実働）
数量(※1)	単位	単価(円)	日額(円)	
	Km			円

時間（分）	登校1回（7:30～）							営業所（車庫）	下校2回（14:10～，15:00～）							時間合計
	点呼	→	①回送	→	実車	→	②回送	→	→	②回送	→	実車	→	①回送	→	点呼	
	60分				24分							72分				60分	
合　計（時間合計：30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ）																（改め）	（※2）

時間制運賃				年額 160日（実働）
数量(※2)	単位	単価(円)	日額(円)	
	時間			円

（1）合　計（キロ制運賃＋時間制運賃）　円

（2）登校1回　下校1回　×40日

距離（km）	登校1回（7:30～）							営業所（車庫）	下校1回（14:10～）							距離合計
	点呼	→	①回送	→	実車	→	②回送	→	→	②回送	→	実車	→	①回送	→	点呼	
					8.0km							8.0km					
合　計（距離合計：10Km未満は、10Kmに切り上げ）																（改め）	km（※1）

キロ制運賃				年額 40日（実働）
数量(※1)	単位	単価(円)	日額(円)	
	Km			円

時間（分）	登校1回（7:30～）							営業所（車庫）	下校1回（14:10～）							時間合計
	点呼	→	①回送	→	実車	→	②回送	→	→	②回送	→	実車	→	①回送	→	点呼	
	60分				24分							24分				60分	
合　計（時間合計：30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ）																（改め）	（※2）

時間制運賃				年額 40日（実働）
数量(※2)	単位	単価(円)	日額(円)	
	時間			円

（2）合　計（キロ制運賃＋時間制運賃）　円

摘　要　①回送：車庫から最初の乗降場所までの距離及び時間　②回送：車庫から学校までの距離及び時間

（1）＋（2）合計	円
5年総額（税抜）	円

2 大川消防団機庫前 → ← 大和田消防団機庫 → ← 大和田小学校 → ← 旧セイコマート 鉾田大和田店前 → ← 鉾田北小

ルート5

中型バス

(1)登校1回　下校2回　×160日

距離(km)	点呼	→	①回送	→	実車	→	②回送	→	営業所(車庫)	→	②回送	→	実車	→	①回送	→	点呼	距離合計
					8.6km								25.8km					

合　計（距離合計：10Km未満は、10Kmに切り上げ）　（改め）　km（※1）

時間(分)	点呼	→	①回送	→	実車	→	②回送	→	営業所(車庫)	→	②回送	→	実車	→	①回送	→	点呼	時間合計
	60分				26分								76分				60分	

合　計（時間合計：30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ）　（改め）　（※2）

キロ制運賃				年額 160日(実働)
数量(※1)	単位	単価(円)	日額(円)	
	Km			円

時間制運賃				年額 160日(実働)
数量(※2)	単位	単価(円)	日額(円)	
	時間			円

(1)合　計（キロ制運賃＋時間制運賃）　円

(2)登校1回　下校1回　×40日

距離(km)	点呼	→	①回送	→	実車	→	②回送	→	営業所(車庫)	→	②回送	→	実車	→	①回送	→	点呼	距離合計
					8.6km								8.6km					

合　計（距離合計：10Km未満は、10Kmに切り上げ）　（改め）　km（※1）

時間(分)	点呼	→	①回送	→	実車	→	②回送	→	営業所(車庫)	→	②回送	→	実車	→	①回送	→	点呼	時間合計
	60分				26分								26分				60分	

合　計（時間合計：30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ）　（改め）　（※2）

キロ制運賃				年額 40日(実働)
数量(※1)	単位	単価(円)	日額(円)	
	Km			円

時間制運賃				年額 40日(実働)
数量(※2)	単位	単価(円)	日額(円)	
	時間			円

(2)合　計（キロ制運賃＋時間制運賃）　円

摘　要　①回送：車庫から最初の乗降場所までの距離及び時間　②回送：車庫から学校までの距離及び時間

(1)＋(2)合計	円
5年総額(税抜)	円

3 海老沢自動車 → ← JA跡地 → ← 鉾田北小

ルート6

中型バス

(1)登校1回　下校2回　×160日

距離(km)	登校1回(7:30～)							営業所(車庫)	下校2回(14:10～, 15:00～)							距離合計
	点呼	→	①回送	→	実車	→	②回送	→	→	②回送	→	実車	→	①回送	→	点呼	
					3.9km							11.7km					

キロ制運賃				年額 160日(実働)
数量(※1)	単位	単価(円)	日額(円)	
	Km			円

合　計（距離合計：10Km未満は、10Kmに切り上げ）　(改め)　km (※1)

時間(分)	登校1回(7:30～)							営業所(車庫)	下校2回(14:10～, 15:00～)							時間合計
	点呼	→	①回送	→	実車	→	②回送	→	→	②回送	→	実車	→	①回送	→	点呼	
	60分				12分							36分				60分	

時間制運賃				年額 160日(実働)
数量(※2)	単位	単価(円)	日額(円)	
	時間			円

合　計（時間合計：30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ）　(改め)　(※2)

(1)合　計（キロ制運賃＋時間制運賃）　円

(2)登校1回　下校1回　×40日

距離(km)	登校1回(7:30～)							営業所(車庫)	下校1回(14:10～)							距離合計
	点呼	→	①回送	→	実車	→	②回送	→	→	②回送	→	実車	→	①回送	→	点呼	
					3.9km							3.9km					

キロ制運賃				年額 40日(実働)
数量(※1)	単位	単価(円)	日額(円)	
	Km			円

合　計（距離合計：10Km未満は、10Kmに切り上げ）　(改め)　km (※1)

時間(分)	登校1回(7:30～)							営業所(車庫)	下校1回(14:10～)							時間合計
	点呼	→	①回送	→	実車	→	②回送	→	→	②回送	→	実車	→	①回送	→	点呼	
	60分				12分							12分				60分	

時間制運賃				年額 40日(実働)
数量(※2)	単位	単価(円)	日額(円)	
	時間			円

合　計（時間合計：30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ）　(改め)　(※2)

(2)合　計（キロ制運賃＋時間制運賃）　円

摘　要　①回送：車庫から最初の乗降場所までの距離及び時間　②回送：車庫から学校までの距離及び時間

(1)＋(2)合計	円
5年総額(税抜)	円

4 遠野公民館 → ← 東堺公民館 → ← 北山公民館 → ← 鉾田北小

ルート7

小型バス

(1)登校1回　下校2回　×160日

距離(km)	点呼	→	①回送	→	実車	→	②回送	→	営業所(車庫)	→	②回送	→	実車	→	①回送	→	点呼	距離合計
登校1回(7:30～)									下校2回(14:10～, 15:00～)									
					5.2km								15.6km					

合　計（距離合計：10Km未満は、10Kmに切り上げ）　(改め)　km (※1)

キロ制運賃				年額 160日(実働)
数量(※1)	単位	単価(円)	日額(円)	
	Km			円

時間(分)	点呼	→	①回送	→	実車	→	②回送	→	営業所(車庫)	→	②回送	→	実車	→	①回送	→	点呼	時間合計
登校1回(7:30～)									下校2回(14:10～, 15:00～)									
	60分				18分								54分				60分	

合　計（時間合計：30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ）　(改め)　(※2)

時間制運賃				年額 160日(実働)
数量(※2)	単位	単価(円)	日額(円)	
	時間			円

(1)合　計（キロ制運賃＋時間制運賃）　円

(2)登校1回　下校1回　×40日

距離(km)	点呼	→	①回送	→	実車	→	②回送	→	営業所(車庫)	→	②回送	→	実車	→	①回送	→	点呼	距離合計
登校1回(7:30～)									下校1回(14:10～)									
					5.2km								5.2km					

合　計（距離合計：10Km未満は、10Kmに切り上げ）　(改め)　km (※1)

キロ制運賃				年額 40日(実働)
数量(※1)	単位	単価(円)	日額(円)	
	Km			円

時間(分)	点呼	→	①回送	→	実車	→	②回送	→	営業所(車庫)	→	②回送	→	実車	→	①回送	→	点呼	時間合計
登校1回(7:30～)									下校1回(14:10～)									
	60分				18分								18分				60分	

合　計（時間合計：30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ）　(改め)　(※2)

時間制運賃				年額 40日(実働)
数量(※2)	単位	単価(円)	日額(円)	
	時間			円

(2)合　計（キロ制運賃＋時間制運賃）　円

摘　要　①回送：車庫から最初の乗降場所までの距離及び時間　②回送：車庫から学校までの距離及び時間

(1)＋(2)合計	円
5年総額(税抜)	円

鉾田市立鉾田北小学校スクールバス運行業務委託（その２）仕様書

本仕様書は、鉾田市立鉾田北小学校スクールバス（以下「スクールバス」という。）運行業務の委託内容について定めるものとする。

１．業務名

鉾田市立鉾田北小学校スクールバス運行業務委託（その２）

２．履行場所

鉾田市　上冨田　地内外

３．委託期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで（５年間）

４．委託業務の目的

本委託業務は、通学援助の観点から児童生徒の送迎を行い教育の向上を図ることを目的とし、安全かつ効率的な委託業務の実施に努めるものとする。

５．委託業務の範囲

本委託業務は、契約書、本仕様書、鉾田市スクールバス運行に関する条例に基づき、実施しなければならない。

６．委託業務内容

ア．鉾田市立鉾田北小学校の児童が授業を要する日(授業日)における通学について、一定の乗降場所から学校まで、また、学校から一定の乗降場所までバスを用いて児童を送迎する。

イ．スクールバスの運転手については、同一の運転手の配置又は、連携が密にとれる体制を取ること。

ウ．受託者は、車両を常時点検し、良好な状態で運行すること。また、関係法令、規則等を遵守し、安全運転に心がけること。

エ．乗降時の児童の安全確保並びに運行記録票・利用券により、乗車児童の確認をすること。

７．運行車両について

ア．車両について

①使用するスクールバスの長さについては、中型車 9.0m未満、小型車 8.0m以下とする。

②座席数を中型バスについては原則３７人以上（補助席は除く）、小型バスについては原則２２人以上（補助席は除く）とし、シートベルト（補助席含む）が着用できること。詳細は、教育委員会と協議のうえ決定すること。

③エアコンを装備すること。

④車両ごとに常に連絡を取り合える装備（無線、携帯電話等）をすること。

⑤車内に救急箱設置場所を確保すること。

⑥車両については、令和７年度中に準備し、試運転を行うこと。

イ．運行ルートについて

運行する車両は、指定のルート、バス乗降場所での停車及び児童の乗降について、支障なく目的を達成できるものであること。

ウ．乗車人数について

運行する車両は、乗車児童が一人一座席で全員着席できるものとし、原則シートベルトを着用させること。座席が足りない場合は、補助席を使わせることとするが、この場合、補助席にもシートベルトが備わっている車両とし、シートベルトは児童の安全を確保できる強度であること。

エ．予備車両について

運行車両は、毎日同一の車両を使用すること。事故等により車両が使用できなくなった場合は、ただちに上記の項目を満たす予備車両を確保することとし、運行できない日があってはならない。また、元車両の早期復旧に努めること。

オ．衛生面について

受託者は、車内を清潔に保つとともに、救急用医薬品を準備し、救急箱に入れて常時携行すること。また、利用者の車酔いに対応するため、嘔吐用袋を常備すること。

８．運行日及び年間運行日数

ア．運行日

運行日は児童の登校日とし、原則土曜・日曜・祝日及び長期休校日を除く毎日とするが、学校行事等による登校日の場合は、土曜・日曜・祝日及び長期休校期間でも運行することとし、行事による振替休業等がある場合は、平日であっても運行しない。

イ．運行日数

運行日数は５年間で 1000 日（年間平均 200 日）とする。また、内訳については登校１便・下校１便の日を 200 日（年間平均 40 日）とし、登校１便・下校２便の日を 800 日（年間平均 160 日）とする。

ウ．運行日数を超過した場合の措置

運行日数が年度当初に示した日数を超過した場合、協議の上年度末に支払いを行うものとする。

９．運行時間及び運行日程

ア．標準的な運行時間については、原則学校長が作成する「鉾田市スクールバス利用計画書」に従うこととするが、実際の運行状況により計画を変更する場合がある。なお、それに伴い運行時間に変更が生じた場合の費用についてはその都度、教育委員会と受託者で協議する。

イ．学校の日課や休日の授業参観等により利用計画に変更がある場合は、事前に学校から連絡をするので従うこと。

１０．運行ルート等

ア．運行ルートは、「鉾田市立鉾田北小学校スクールバス運行ルート図」に従うこと。

イ．道路状況により、運行ルートに変更が生じた場合の費用についてはその都度、教育委員会と受託者で協議する。

ウ．契約期間中の児童の状況により、乗降場所の増減や運行距離の変更(延長・短縮)等、運行計画に変更が生じた場合の費用についてはその都度、教育委員会と受託者で協議する。

１１．緊急時の対応及び事故等の報告及び処理

ア．受託者は、事故の場合及び異常気象時等については、旅客自動車運送事業運輸規則に準じて適切な処理を行い、教育委員会及び学校長に連絡すること。

イ．自然災害(台風・降雪・地震等)の緊急時には、学校長と協議のうえ、運行の可否等の対応を決めること。この場合、教育委員会には事後報告をすること。

ウ．運行中における対人、対物、搭乗者に係る事故の債務は、受託者の債務とする。

エ．台風等の災害により、学校が緊急的な授業短縮を行った場合、学校長の要請を受けてから速やかに学校へ到着すること。

１２．権利義務譲渡の禁止

受託者は、この契約により生ずる権利又は、債務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

１３．守秘義務

ア．受託者は、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この義務は、契約終了後も継続する。

イ．提供する乗車児童の名簿は厳重に管理し、業務終了後は発注者に返却すること。

１４．資格要件

道路運送法に規定する「一般貸切旅客自動車運送事業」、「特定旅客自動車運送事業」のいずれかの許可を受けていて、一年以上の実績を有すること。

１５．委託料

ア．委託料の内訳は、人件費、燃料油脂費、点検費、公課費、車両導入費、車両修繕費、自動車損害賠償責任保険料、任意保険料、道路運送法に係る許認可申請経費及び許認可取得（登録免許税含む）等、その他業務を受託するのに必要な一切の経費及び消費税とする。

イ．受託者は自己の責任において対人（無制限)、対物（無制限)、無保険車傷害、搭乗者傷害、その他必要十分な任意保険に加入するものとする。なお、受託者は当該保険証券の写しを教育委員会に提出するものとする。

１６．支払い方法

ア．受託者は、当該月の業務が完了した時は、実施月の翌月１０日までに教育委員会に請求するものとする。

イ．教育委員会は、当該請求があったときは請求があった日の月末までに業務委託料を支払う。

ウ．令和８年４月から運行ができるよう令和７年度中に車両等の準備を行うこととなるが、委託料は月払いとするため、最初の支払いは令和８年５月とする。

エ．その他、運行に際し要した緊急の費用については双方協議し、必要に応じ精算する。

１７．試運転等

ア．受託者は令和８年４月１日までに運行ルートを熟知し、運行に支障をきたさぬよう必ず試運転を行

うこと。

イ．受託者は、履行期間以前ではあるが運行開始日までに教育委員会職員、学校関係者、バス利用児童の保護者等及び関係者等を乗車させ、試運転を行うこと。なお、上記の項目の試走に係る一切の費用は受託者負担とする。

ウ. 教育委員会がスクールバスの運行実態を調査するときは、その調査に対し協力しなければならない。

１８．その他事項

ア．受託者は国土交通省令で定める「道路運送車両の保安基準」に基づき「スクールバス」の表示をしなければならない。また、バスの行先等を表示し、鉾田北小学校の児童以外は乗車させてはならない。ただし、児童の付き添いの保護者、教育委員会の職員及び学校教職員はこの限りではない。

イ．受託者は教育委員会及び学校長の指示に従い、誠意をもって業務を遂行すること。

ウ．受託者はスクールバス運行業務遂行時に事故が発生した場合、遅滞なく教育委員会へ報告すること。

エ．運行記録簿を備え付けること。また発注者が提出を求めた場合は速やかに提出すること。

オ．運行業務終了後は、運行記録票を提出すること。

カ．児童に悪影響を与える行為(暴力的な言動、喫煙等)は厳に慎むこと。

キ．積雪、路面凍結等の際は、タイヤチェーンを装備のうえ徐行を行う等、安全運行を徹底すること。

ク．周囲への騒音に配慮し、出発乗降場所で待機している際は、アイドリングストップをすること。また最終乗降場所においては、児童が降車し安全を確認次第、速やかに車庫に戻ること。

ケ．その他、仕様に定めのない疑義が生じた場合は双方で協議して決定することとする。